

# 嵐山町雨水流出抑制施設設置基準

## 1 目的

建築物の敷地内に設置する雨水流出抑制施設の基準を設けることにより、河川や水路等への雨水流出量を抑制し、洪水被害などの軽減を図ること。また、地下水の涵養を促し、自然環境の保全と良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

## 2 定義

この基準において、雨水流出抑制施設とは、建築物及び敷地等に降る雨水を地中に浸透させる構造を持つ、雨水浸透柵等（貯留施設、貯留施設と浸透施設の併用施設を含む。）の施設をいう。

## 3 適用の除外

- ① 開発区域面積が1ヘクタール以上の開発行為  
（埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例）  
雨水流出抑制施設の設置について、県土整備部河川砂防課と調整すること。
- ② 調整池等の雨水排水処理施設が既に設置されており、その集水区域に含まれる土地（むさし台地内、平沢土地区画整理事業地内、東原土地区画整理事業地内、花見台工業団地内）

## 4 雨水の処理方法

- ① 開発区域内で発生した雨水の処理は、雨水流出抑制施設により、原則として開発区域内処理（宅地内処理）とする。
- ② 開発区域内で発生する雨水排水量（以下「計画最大雨水量」という。）を算出し、計画最大雨水量以上の雨水処理能力（以下「基準処理量」という。）を得られる規模の雨水流出抑制施設を設ける。
- ③ 予定建築物等の用途が専用住宅については、雨水計算は求めない。区域外へ放流させないようにし、出来る限り適切に雨水を浸透等できる施設を設ける。
- ④ 隣接地へ雨水が流出する恐れがある場合には、土留等の流出防止対策を行う。ただし、自己の居住の用に供する目的で行う開発行為であって、隣接地に支障がない場合はこの限りでない。（別紙参照）  
対策例）隣地境界に次の対策を行う。  
BCブロック積、マウントアップ、素掘り、法面の勾配を開発区域内に向ける 等

## 5 計画最大雨水量の算出

### ① 開発行為による排水計画

排水計画については、下記事項により周囲の地形及び現在の排水系統を十分調査

すること。また、開発区域外からの雨水・湧水等の流入、開発行為等による集水区域の変更による流入等にも配慮すること。

(ア) 排水の勾配、断面を決定する根拠となる平均降雨強度（対策雨量強度値は、以下の数値を採用する。

平均降雨強度（対策雨量強度）57.00mm/hr（5年確立）

②計画最大雨水量の算出

$$Q = 1 / 1000 \times C \times I \times A$$

Q：計画最大雨水量（m<sup>3</sup>/hr）

C：流出係数

I：平均降雨強度（対策雨量強度）（mm/hr）

A：集水面積（m<sup>2</sup>）

③総括流出係数の算出

流出係数は、地形、地質、現況及び将来の土地利用状況を勘案し定める。

なお、総括流出係数は工種別基礎流出係数標準値（表 1）を使用すること。

表 1 工種別基礎流出係数標準値 （○の項目のみ適用する）

工種別	流出係数	自己居住用 (分譲による住宅を含む)	自己居住用 以外
屋根	0.90	—	○
道路	0.85	—	○
その他の不透水面	0.80	—	○
透水性舗装	0.70	—	○
水面	1.00	—	○
間地（空地）	0.20	—	○
芝・樹木の多い公園緑地	0.15	—	○
勾配のゆるい山地	0.30	—	○
勾配の急な山地	0.50	—	○

## 6 雨水流出抑制施設の設計

### ①雨水流出抑制施設の処理量（浸透量・貯留量）の算出

浸透施設は、施設の浸透量と貯留量から処理量を算定して設置すること。  
算定方法及び構造は、原則として「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の許可申請・届出手引きを準用して算定する。他の方法による場合は、計算根拠を添付すること。

#### ○飽和透水係数

ア 次のいずれかにより求めた値とする。

- ・開発区域内での現地浸透試験結果
- ・開発区域内のボーリングデータから求める室内土質試験結果

イ アによらない場合は、雨水浸透マップによる。

(0.1m/hr 又は 0.108m/hr)

#### ○雨水貯留量

雨水貯留量=浸透管やます本体の体積+充填材の体積×空隙率

※空隙率については表2の数値を用いること。

表2

材料	空隙率
単粒度碎石（3号、4号）	35%
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値

### ②雨水流出抑制施設の設置禁止箇所

雨水浸透施設は、下記の場所に設置してはならない。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定される急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地すべり等防止法第3条により指定される地すべり防止区域
- (3) 砂防法第2条により指定される砂防指定地
- (4) 擁壁（高さ1m以上）及び傾斜地近傍箇所（図2）
- (5) 建築物、特定工作物、擁壁（高さ1m未満）、境界等の構造物から30cm以内の範囲（図3）

### ④盛土地盤に雨水浸透施設を設置する場合

盛土地盤に雨水浸透施設を設置する場合は、雨水浸透施設からの浸透水が、盛土前の地盤に浸透するように設計する。

⑤雨水浸透施設を複数設置する場合の間隔距離

雨水浸透施設を複数設置する場合は、間隔距離を1.5m以上とする。ただし、雨水浸透トレンチの両端に、管理柵の機能を兼ねた雨水浸透柵を1基ずつ設置する場合はこれを適用しない。

⑥雨水流出抑制施設の構造

雨水流出抑制施設の構造は、図1に準ずるものとする。

7. その他

この基準については、開発許可事務の権限委譲に伴い、町独自の緩和運用を行っております。この基準の運用上、開発事業に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害の予見又は発生する等、防災上の支障が生じる場合、また今後、新たな事例、新たな技術の進展の変化等に応じて基準の見直しがされることもあります。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

ただし、既に申請済みや協議済みのものについては、適用しない。

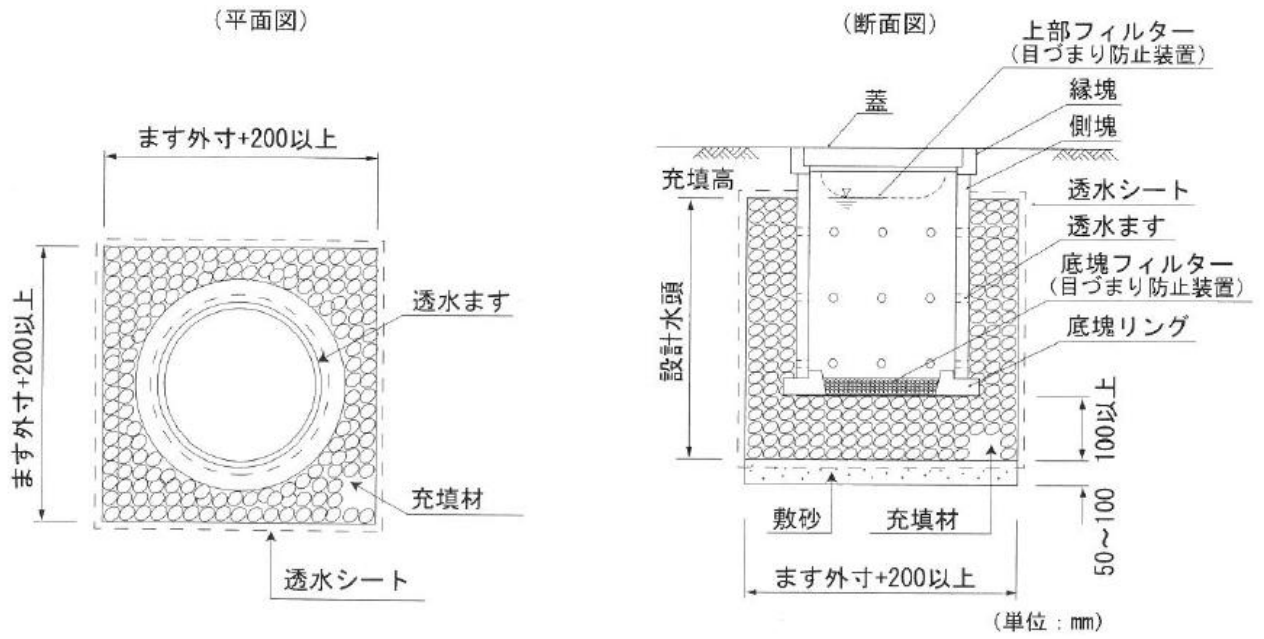
附 則

この基準は、平成29年11月1日から適用する。

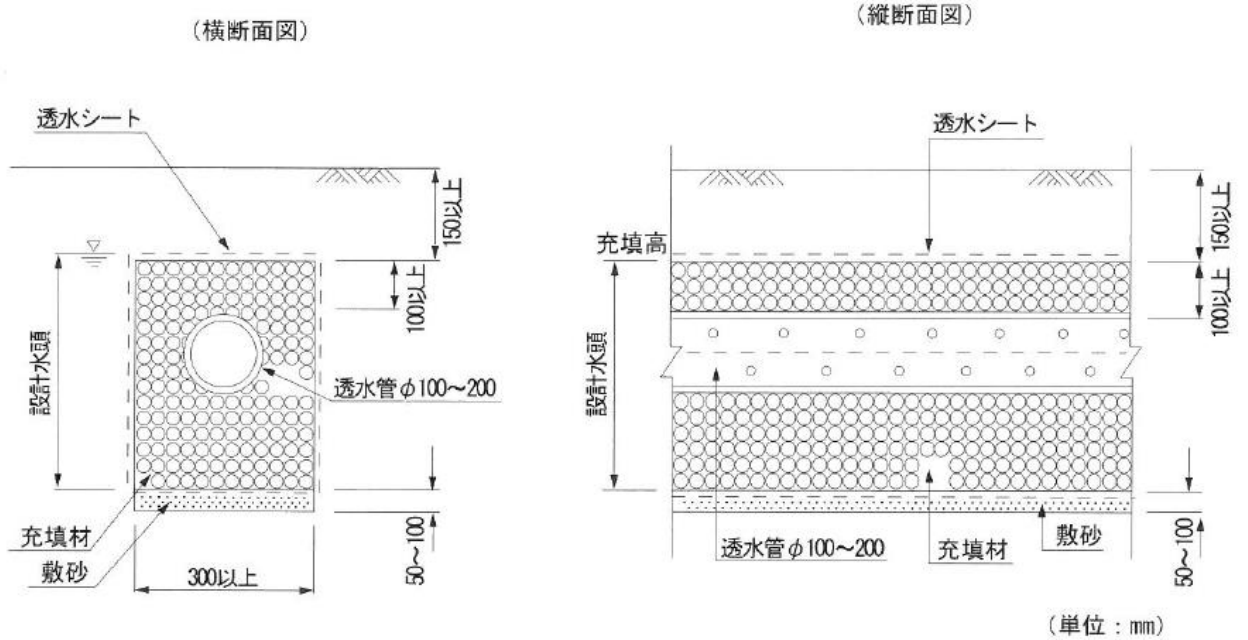
ただし、既に申請済みや協議済みのものについては、適用しない。

図1 標準構造図

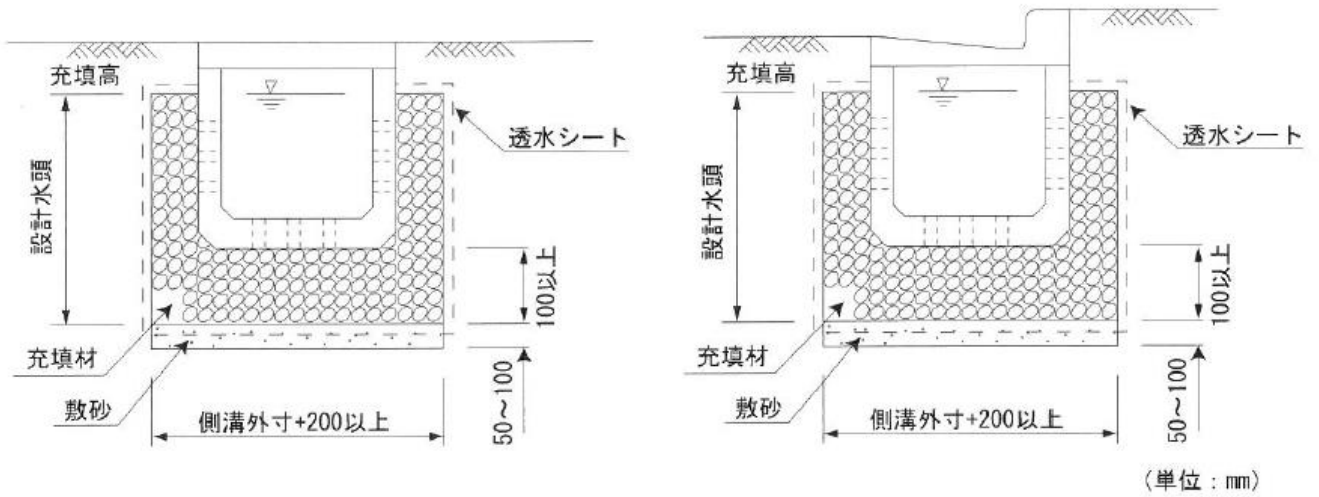
(浸透柵)



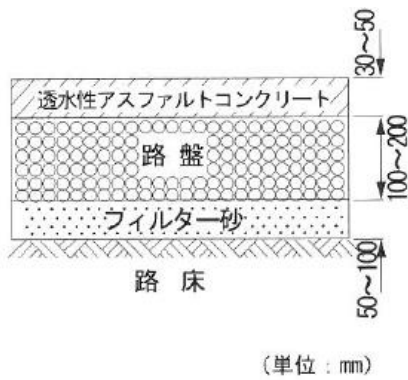
(浸透トレンチ)



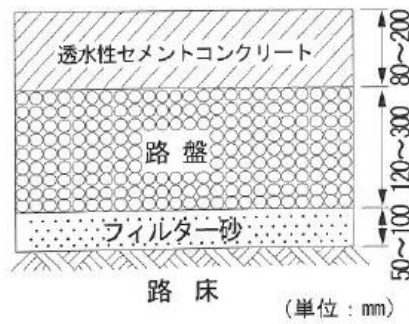
(浸透側溝)



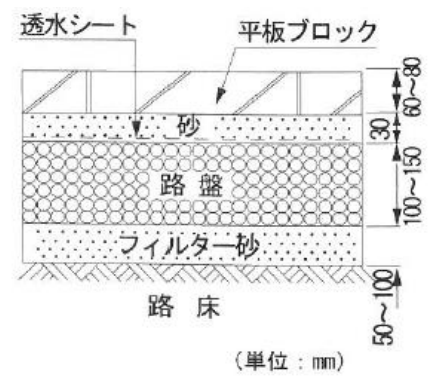
(浸透舗装)



透水性アスファルトコンクリート

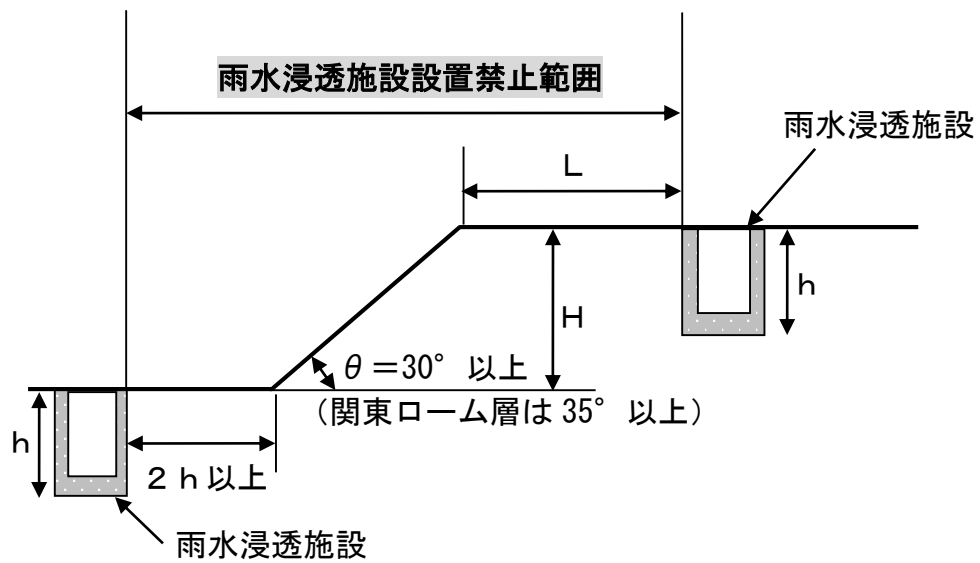


透水性セメントコンクリート



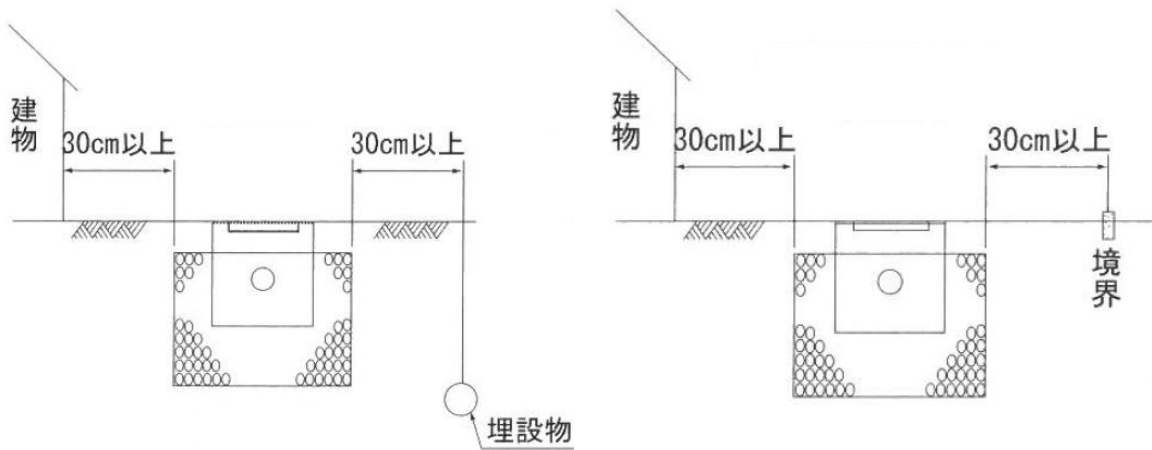
透水性平板ブロック

図2 傾斜地近傍箇所



高さH	斜面角度 $\theta$	距離L
2m 以上	30° 以上 70° 未満	1m もしくは 2h の大きい方
	70° 以上	2m もしくは 2h の大きい方
1m 以上 2m 未満	—	1m
1m 未満	—	0.3m

図3 構造物からの離隔基準



自己の居住の用に供する目的で行う開発行為における隣地雨水対策について

「4 雨水の処理方法④ただし書き」について、開発許可申請書に下記の書類を添付することとする。開発区域が変更になった場合は、必要に応じて準用する。

記

1. 開発区域に隣接する土地所有者の同意書
2. 「1. 同意書」の印鑑証明書
3. 開発区域に隣接する土地の全部事項証明書  
    正本に原本（交付から6か月以内のもの）、副本にその写し
4. 土地利用計画図に、隣地雨水流出対策の土地所有者の同意を得ている旨を記載すること。

※ 隣接地の法面が開発区域内に現況、勾配がある場合については、同意書等は不要とする。（現況図で示すこと。）

以上